

名称	酒井地区土地利用計画		
区域	位置	姫路市豊富町豊富の一部	面積 27.5 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“まちなすぐ隣” 田園のなかで楽しむ自由なライフスタイル、 やさしさを新しい人との交流を深め・つながる 酒井</p> <p>水が酒造りに適していたことが「酒井」の由来ともいわれています。播但連絡道や仁豊野駅に近く「まちなすぐ隣の村」感覚で、豊かな田園風景が広がります。史実に基づく焚堂など歴史も古く、祭りや伝統文化など“人のつながり”で村を守ってきました。都会の便利さと自然、こんな贅沢はありません。発想豊かにライフスタイルを楽しみながら多世代間の交流を深め“酒井の良いところ”を次世代につないでいきます。</p>		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・守る：豊かな田園風景や緑、歴史や伝統行事を継承し、新たな人を柔軟に受け入れ、人と人とのつながりを大事にしていきます。 ・改善する・創る：生活道路の安全性を確保し、新住民が快適に暮らせる環境を整えます。 ・活かす：未利用地などを活かして新たな住民を受け入れる環境を整えます。 		
基本計画	計画人口	昭和46年以降で最大の人口（平成12年の人口）	301 人
	集落区域の上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当り人口[2.52人/戸]÷戸数密度[10戸/ha])	11.9 ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域) 0.9 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・圓通寺、焚堂、袖かけの松、一願寺は歴史的な資産なので保全区域とします。 ・共同墓地は、大切な先祖が祀られているので保全区域とします。 ・近い将来、公園となる箇所は保全区域とします。 		
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域) 0 ha
	・該当なし		
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域) 14.1 ha
<ul style="list-style-type: none"> ・食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するために、農業振興地域の農用区域に指定された農地及び、第1種農地、集落周辺農地を農業区域とします。 			
エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域) 9.1 ha	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅が立地している区域を中心に、良好な生活環境の保全を図るとともに地区のコミュニティを維持していくため、戸建て住宅や共同住宅、長屋、兼用住宅等が建てられるように集落区域とします。 			

	オ その他区域	(その他区域)	3.4 ha
	・国道312号(播但連絡道路)とその側道、ソーラーパネルなどの工作物が設置されている箇所はその他区域とします。		
取り組み	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 圓通寺、焚堂、袖かけの松、祭りなどの歴史・伝統文化などを地域の財産として継承していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 人間関係が良く高齢者も含めて交流が活発で、酒席を介して楽しい会話が弾む、柔らかい地域コミュニティをこれからも大切にしていきます。</p> <p>【地域環境の保全】 保全区域、農業区域については、ソーラーパネルなどの工作物を設置しないように努めます。</p>	
	改善する ・創る	<p>【生活道路の改善】 生活道路について、緊急車両が通れるよう建築時には道路の幅員を4m以上確保することを目標とします。</p> <p>【農地等の維持管理】 今後も良好な農地の維持・保全のため、営農環境の改善を図っていきます。</p>	
	活かす	<p>【PR】 広がる豊かな田園風景、集落にアクセスする広い道路などの交通の利便性、人のつながりで村を守るなどの酒井の良さを新たな入居者へアピールすることに努めます。</p> <p>【農地の活用】 農地については今後も良好な営農環境の改善を図り、休耕田においては宅地への転換など有効な活用方法を検討します。</p> <p>【自然や生態系の活用】 広い田園風景をこれからも守られるように努め、自然豊かな酒井の魅力をアピールすることに努めます。</p>	
備考	まちづくりのルール	<p>【まちづくり協定】 酒井地区には、まちづくりのルール(協定)があります。 建物等を建築しようとする者は、酒井地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。 地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】酒井地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	